

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出申告書（C-5010）</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出申告書（C-5010）</p>
<p><記入上的一般的事項></p> <p>(省略)</p>	<p><記入上的一般的事項></p> <p>(同左)</p>
<p><申告書下段の記載要領></p> <p>(省略)</p> <p>「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係の欄の記載方法</p> <p>(1) 「外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の_____項」の欄は、当該輸出が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物を除く。）に該当する場合には、輸出の許可の要否に<u>かわらず</u>、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「別表第1の_____項」の欄に該当する同令別表第1の項の番号を記載する。 また、当該輸出が同令第1条第1項に該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。</p> <p>(2) 「輸出貿易管理令第2条第1項第_____号」の欄は、当該輸出が同令第2条第1項のいずれかの号に該当する場合には、輸出の承認の要否に<u>かわらず</u>、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「第2条第1項第_____号」の欄に該当する号の番号を記入する。なお、当該輸出が同令第2条第1項第1号に該当し、輸出の承認を必要とするものである場合には、同令別表第2の該当する項の番号を「別表第2の_____項」の欄に記入する。 また、当該輸出が同令第2条第1項のいずれの号にも該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。</p> <p>(3) 「輸出貿易管理令第4条第_____項第_____号の_____」の欄は、当該輸出が</p>	<p><申告書下段の記載要領></p> <p>(同左)</p> <p>「「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係の欄の記載方法</p> <p>(1) 「「外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の_____項」の欄は、当該輸出が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物を除く。）に該当する場合には、輸出の許可の要否と<u>かわらず</u>、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「別表第1の_____項」の欄に該当する同令別表第1の項の番号を記載する。 また、当該輸出が同令第1条第1項に該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。</p> <p>(2) 「「輸出貿易管理令第2条第1項第_____号」の欄は、当該輸出が同令第2条第1項のいずれかの号に該当する場合には、輸出の承認の要否に<u>かわらず</u>、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「第2条第1項第_____号」の欄に該当する号の番号を記入する。なお、当該輸出が同令第2条第1項第1号に該当し、輸出の承認を必要とするものである場合には、同令別表第2の該当する項の番号を「別表第2の_____項」の欄に記入する。 また、当該輸出が同令第2条第1項のいずれの号にも該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。</p> <p>(3) 「「輸出貿易管理令第4条第_____項第_____号の_____」の欄は、当該輸出が</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（第1項第3号又は第4号に該当する場合は除く。）の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するとともに、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。</p> <p>(記載例) 輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の別表第 の 項 (号)</p> <p>(該当) <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(4) 「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項又は第1条第3項」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物に限る。）又は第3項に該当し、かつ、同令第4条第1項第3号のイからニまで若しくは第4号のイからニまで又は同条第2項第3号イ若しくはロのいずれかの規定に該当して輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入する。当該輸出が同令第1条第1項に該当する場合において、同令第1条第1項別表第1の16項中欄(1)に係るものであるときは「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項」の欄に項の番号として<u>16(1)</u>を、同別表第1の16項中欄(2)に係るものであるときは<u>16(2)</u>を記載する。なお、同令第1条第3項に該当する場合には当該部分の項の番号の記載は要しない。</p> <p>また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同条第2項に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5) 品名欄を2欄以上使用する場合であつて、上記(1)から(4)までの二以上に該当する場合には、該当する(1)から(3)まで及び(4)の「該当」及び「許可要」の枠内にそれぞれ×印を記入する。この場合において、上記(1)から(3)までのそれぞれに二以上の該当品目がある場合には、該当する項又は号の番号等をそれぞれの欄の空白部に（ ）書する。</p>	<p>上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（第1項第3号に該当する場合は除く。）の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するとともに、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。</p> <p>(記載例) 輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の別表第 の 項 (号)</p> <p>(該当) <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(4) 「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物に限る。）に該当し、かつ、同令第4条第1項第3号のイからニまでのいずれかの規定に基づき輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項」の欄に項の番号として<u>16</u>を記載する。</p> <p>また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第3号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「<u>輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の</u> 項」の欄に項の番号として16を記載する。</p> <p>(5) 品名欄を2欄以上使用する場合であつて、上記(1)から(4)までの二以上に該当する場合には、該当する(1)から(3)まで及び(4)の「該当」及び「許可要」の枠内にそれぞれ×印を記入する。この場合において、上記(1)から(3)までのそれぞれに二以上の該当品目がある場合には、該当する項又は号の番号等をそれぞれの欄の空白部に（ ）書する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(記載例) 「外国為替及び外国貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係	(記載例) 「外国為替及び外国貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係
外国為替及び外国貿易法 第48条第1項に基づく 輸出貿易管理令第1条第1 項別表第1の(2)(3)項	外国為替及び外国貿易法 第48条第1項に基づく 輸出貿易管理令第1条第1 項別表第1の(2)(3)項
(該当) <input checked="" type="checkbox"/> (非該当) <input type="checkbox"/> (4)	(該当) <input checked="" type="checkbox"/> (非該当) <input type="checkbox"/>
輸出貿易管理令 第2条第1項第2号 別表第2の(14)(15)項	輸出貿易管理令 第2条第1項第2号 別表第2の(14)(15)項
<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
輸出貿易管理令第4条 第(1)(2)項第(1)(2)号の(イ) 別表第(5)の(1)項(号)	輸出貿易管理令第4条 第(1)(2)項第(1)(2)号の(イ) 別表第(5)の(1)項(号)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
輸出貿易管理令 <u>第1条第1項別表第1の16項</u> 又は第1条第3項	輸出貿易管理令第1条第1項 <u>別表第1の16項</u>
(許可要) <input type="checkbox"/> (許可不要) <input checked="" type="checkbox"/>	(許可要) <input type="checkbox"/> (許可不要) <input checked="" type="checkbox"/>
輸出許可証又は輸出承認証の番号	輸出許可証又は輸出承認証の番号
(6) 「輸出許可証又は輸出承認証の番号」の欄は、同令の規定に基づく輸出の許可番号又は承認番号を記載する。 なお、上記(1)から(3)までの取扱いによって、(1)から(2)までの「該当」の枠内に×印が記入されており、かつ、(3)の「該当」の枠内に×印が記入されておらず、許可又は承認が必要である場合及び(4)の取扱いによって「許可要」の枠内に×印が記入されている場合には、この欄に輸出の許可番号又は承認番号が記載されることとなる。 (省略)	(6) 「輸出許可証又は輸出承認証の番号」の欄は、同令の規定に基づく輸出の許可番号又は承認番号を記載する。 なお、上記(1)から(3)までの取扱いによって、(1)から(2)までの「該当」の枠内に×印が記入されており、かつ、(3)の「該当」の枠内に×印が記入されておらず、許可又は承認が必要である場合及び(4)の取扱いによって「許可要」の枠内に×印が記入されている場合には、この欄に輸出の許可番号又は承認番号が記載されることとなる。 (同左)